

07.03

出願審査の請求の手数料の返還請求の取扱い（特）

1. 出願審査の請求の手数料の返還請求の対象

出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間に特許出願が放棄され又は取り下げられたとき（特許出願等に基づく優先権主張の先の出願又は出願変更に伴う原出願について取り下げたものとみなされたときを含む。）は、出願審査の請求の手数料（以下「手数料」という。）を納付した者の請求により返還する（特195条9項、~~特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）附則2条6項~~）。

（1）同一発明かつ同日出願に対する協議命令（特39条6項）

（2）文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48条の7）

（3）拒絶理由の通知（特50条）

（4）特許査定の謄本の送達（特52条2項）

~~（5）補正却下の決定の謄本の送達（平成5年改正前特53条1項）~~

なお、出願審査請求書が補正指令中（手数料不足の場合を除く。）に出願の放棄又は取下げがあったときは手数料を返還するが、特許法第18条第1項の規定により出願審査請求書が手続却下となった後に、出願の放棄又は取下げがあったときは、返還しない。

2. 手数料返還の請求期間

手数料の返還請求は、特許出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後は、請求することができない（特195条10項）。

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、特許法第195条第10項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で同法第195条第10項に規定する期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（特195条13項）。

3. 返還請求ができる者

納付すべき手数料を納付した者、すなわち手数料を完納した者が返還請求を行うことができる（特195条9項）。

出願審査の請求の手続が代理人手続で、代理人の予納台帳から手数料が納付（控除）されている場合でも、手数料を納付した者は審査請求人であり、返還請求人は審査請求人である。

なお、出願審査の請求後に名義変更がなされた場合は、承継人が手数料の返還請求をすることができるものとして取り扱う。

4. 返還金額

返還する金額は納付すべき手数料の金額の2分の1に相当する額（その額に

10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする(手数料令1条4項)。

5. 返還方法

(1) 現金による返還

出願審査請求手数料返還請求書に記載された返還請求人又は~~(代理権のある代理人を含む。)~~の金融機関の銀行口座への振り込み又は特例法第15条第2項の規定による予納した見込額(以下「予納台帳」という。)~~への加算により行う返還する。~~

ただし、指定立替納付者による納付制度(特例法15条の3第1項)により納付された手数料を返還するときは、やむを得ないと認められる場合^{註1}を除き、指定立替納付者に対して行うものとする(特例法規39条の9)。

(2) 予納した見込額への返還

予納制度(→113.01)により納付された手数料は、特例法第14条第1項の規定により予納した見込額(以下「予納台帳」という。)への加算により返還する。

ただし、予納台帳への加算による返還は、同法第15条第2項に規定の納付者(納付者が代理人である場合においては本人(同法16条))手数料を実際に納付した者からの申出による場合のみ認められることから、出願審査の請求後に名義変更(相続、合併等による一般承継を含む。以下同じ。)がなされた場合は、手数料を納付した者当該納付者以外の者(承継人)(特例法施行令第1条第1項又は第2項の規定により、予納届をした者の地位を承継した者であって、同条第3項の規定によりその地位を承継した承継人として届け出ている者を除く。)が返還の申し出をしているため、その承継人又は代理人の予納台帳への加算による返還の申出をすることはできない。~~(特例法15条2項)。~~

また、なお、このことは代理人の手続の場合も同様であり、名義変更前の出願人の代理人と承継人の代理人が同一の者であって、代理人が納付者である場合においても、代理人は名義変更前の出願人(本人)のために納付したのであるから、加算による申出をする本人(承継人)が予納台帳への加算の申出をすることができないため、当該代理人の予納台帳への加算による返還はできない(特例法15条2項、16条)。

したがって、承継人が手数料の返還請求をするときは、現金による返還(上記(1))を請求することにより行わなければならない。

6. 代理権の証明

代理権の証明については、出願事件の代理人以外の新たな代理人が手続を行う場合には、手続の安全性の確保の観点から代理権の証明を求める。

注1やむを得ないと認められる場合とは、出願審査の請求後に名義変更の届出があった場合や、代理人変更の届出があった場合等により、指定立替納付者による納付の申出を行った者が出願人又は代理人の地位にない場合等である。